

審 査 基 準

令和 7 年 5 月 28 日 作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第95条の2第3項
処 分 の 概 要：特定免許情報の記録
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第95条の2第1項及び第5項（特定免許情報の記録等） 道路交通法施行規則第21条の2（特定免許情報の記録の申請）、 第21条の4（特定免許情報の記録）、第21条の6（免許証の交付を 受けようとする際に行う特定免許情報の記録の申請）、第21条の 10（現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証 の交付等）、第29条の2の3の2（更新された免許証の交付等）、第 31 条の4の2（他の種類の免許に係る免許証の交付に伴う特定免 許情 報の記録）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定め ることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：岐阜県警察本部交通部運転免許課運転者講習センター 即日 岐阜県警察本部交通部運転免許課自動車運転免許試験場 即日 警察署 即日 ただし、警察署において個人番号カードの再発行等による特定免 許情報の再記録を申請した場合及び郡上警察署及び下呂警察署管内 居住の高齢者講習対象者が、当該警察署へ免許の更新にあわせて申 請した場合は、申請から概ね3週間
申 請 先：各運転者講習センター、自動車運転免許試験場及び各警察署
問 い 合 わ せ 先：岐阜県警察本部交通部運転免許課 岐阜県警察本部交通部運転免許課運転者講習センター 岐阜県警察本部交通部運転免許課自動車運転免許試験場 各警察署
備 考：